

『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「真実義品」 の関係

本 村 耐 樹

1. はじめに 『瑜伽師地論』(Yogācārabhūmi) 『菩薩地』(Bodhisattvabhūmi : BBh) と 『大乘莊嚴經論』(Mahāyānasūtrālamkāra : MSA) とがその章立てに類似性を有することは、宇井博士¹⁾や Lévi 博士²⁾による指摘以来知られてきたことであるが³⁾、それら各章の内容的対応関係を見ると、両者には大きな相違があるように思われる。すなわち、MSA の作者は BBh を意識しながらも、それを独自の視点から書き換えているように見受けられるのである⁴⁾。本稿では特に MSA 「述求品」と BBh 「真実義品」の関係を取り上げてみたい。従来の研究で明らかになっているように章立ての上では MSA 「述求品」は、玄奘訳で言う BBh 「力種性品」中「求法」の項に相当するものである。しかしながら内容の点では「述求品」の一部、特に第 13 偈から第 30 偈に、「力種性品」に先立つ「真実義品」との類似性が見られるのである。本稿ではまず MSA 「述求品」第 13 偈から第 30 偈までの構成を概観し、次にそれを「真実義品」の構成と比較するという手順によってこのことを明らかにしていきたい。なお、MSA の底本として舟橋校訂本を用い、適宜 Lévi 校訂本 (MSA (L)) も参照した。また BBh の底本には高橋校訂本を用いた。なお BBh 引用箇所の数値は高橋校訂本のシノプシス番号を表す。

2. 「述求品」第 13 偈から第 30 偈の構成 まず「述求品」第 13 偈において真実 (tattva) が述べられる。

真実とは常に二を離れたものであり、迷乱の拠り所であり、また、いかなるあり方でも言説される能力のないものである。また、無戲論を自体とするものである。

知られるべきもの、捨てられるべきもの、清浄にされるべき汚れないものであり、それは本性として考えられる。[それは] 虚空・金・水に似たもので、煩惱から清浄になったものとして考えられる。(XI, k, 13)

ヴァスバンドゥによれば、「二」としての所取と能取を離れているとう真実が遍計所執性であり、迷乱の起こる拠り所が依他起性である。そして、言説されず無戲論を自体とするものが円成実性である。また第 15 偈では、

幻術のように、そのように虚妄分別であることが説かれる。幻術によって作られたもの

(142) 『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「真實義品」の関係 (本 村)

(māyākṛta) のように、そのように二の迷乱であることが説かれる。(XI, k. 15)

と述べられている。ヴァスバンドゥによれば、依他起性としての虚妄分別を抛り所として、所取・能取たる二の迷乱が顕現するということを意味している。すなわち、「述求品」では迷乱と迷乱の抛り所という記述によって、抛るものとその抛り所という構造が想定されていることが理解される。こうした構造を念頭に置きつつ第16偈を見ると、

それにおいて、自性 (tadbhāva) が存在しない、[という] その如くに勝義が認められる。一方、それ(自性)の認識が[存在する、という] その如くに世俗諦性が[認められる]。(XI, k. 16)

となっている。先の二の迷乱とその抛り所としての虚妄分別という構造を考慮すれば、ここでの自性は māyākṛta としての二の迷乱に相当し、「それにおいて」(tasmin) は māyā としての虚妄分別に相当すると考えられる⁵⁾。さらに第19偈と第21偈において有と無の規定がなされる。

また、その姿形 (ākṛti) は存在するが、そこに自性は存在しない。したがって、有たることと無たることとは幻術等において規定される。(XI, k. 19)

そのようにここに二の顕現性 (dvayābhātā) が存在するが、自性は存在しない。したがって、有たることと無たることとは色等において規定される。(XI, k. 21)

これまで見てきたような構造から、第19偈における姿形 (ākṛti) と自性の関係、および第21偈における「ここ」(atra) と自性の関係は、māyā としての虚妄分別と māyākṛta としての二の迷乱の関係に相当すると考えられるので、ここで言われる「有」とは二の顕現性をともなったものとしての虚妄分別が存在することを意味し、また、「無」とはその二の顕現性を実在のものとして執着するという迷乱の非存在を意味していると考えられる。そして第20偈と第22偈ではそれら有と無の不異 (aviśeṣa) についての規定が述べられる。

そこにおいて、有なるものは無ではなく、また、無なるものは決して存在しない。そして、有なるものと無なるものの不異が幻術において規定される。(XI, k. 20)

そこにおいて、有なるものは無ではなく、また、無なるものは決して存在しない。そして、有なるものと無なるものの不異が色等において規定される。(XI, k. 22)

これに続いて第23偈では、増益 (samāropa) と損減 (apavāda) について述べられる。

増益と損減という両極端を禁止することが目的であることが認められる。また、小乗による乗の禁止こそが目的である。(XI, k. 23)

『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「眞実義品」の関係（本 村） (143)

このMSAにおける有と無の不異と、増益と損減の記述が何を意味するのかは以上の偈のみでは理解しがたいが、これをBBh「眞実義品」の不二 (advaya) の記述と比較するとその意味が理解できると思われるので、これについては本稿の最後に述べてみたい。

以上のように「述求品」第13偈から第23偈では順に、眞実、有と無の規定、有と無の不異、増益と損減の禁止が述べられている。そして第30偈では、幻術・夢・光線の影像に似たもの、影・こだまに似たもの、認識されるべき水に[映った]月の影像に似たもの、さらに、変化に似たもの、また六つのものと六つのもの、またさらに、六つのものは二つのものであると理解されるもの、そして、一つのもは一つ一つが三つのものであるもの、[それらが]諸行であることが、そこかしこに仏陀なる無上覚者たちによって説かれた。(XI, k. 30)

として幻術をはじめとする7種の比喩が述べられている。以下、「述求品」第13偈から第30偈までのこのような論述の構成がBBh「眞実義品」にも見られることを検証していく。

3. BBh「眞実義品」の構成 はじめに、二種の眞実義 (tattvārtha) と四種の眞実義、および眞実の特徴 (tattvalakṣaṇa) が述べられる。

眞実義とは何か。まとめると二種である。諸法のあるがままたること (yathāvadbhāvikatā, 如所有性) をはじめとする眞実性と、ある限りのものたること (yāvadbhāvikatā, 尽所有性) にはじまる諸法の一切性である⁶⁾。以上、諸法の眞実性と一切性が、まとめられたものとしての眞実義であると知られるべきである。(BBh 1)

それはさらにこの眞実義の分類されたものとして4種類がある。世間によって一般に認められているもの (lokaprasiddha), 道理によって一般に認められているもの (yuktiprasiddha), 煩惱障を清浄にする智の領域 (kleśāvaraṇaviśuddhijñānagocara), 所知障を清浄にする智の領域 (jñeyāvaraṇaviśuddhijñānagocara) である。(BBh 2.1)

さらに眞実の特徴は、[有と無を]確立することによって、[有と無の]二を持たないもの (advaya, 不二) として顕現したものと理解すべきである。二とは有と無であると言われる。(BBh 3.1)

ここではまず眞実義として二種、即ち、諸法の「あるがままたること」や「ある限りのものたること」が述べられ、それをさらに四種に分類した「世間によって一般に認められているもの」等が述べられている。そして、眞実の特徴として、有と無の二を持たないものとして顕現したものであることが言われている。そして「眞実義品」ではこの眞実義や眞実の特徴の説明に続き、有と無の規定、およびそれを離れた中道としての不二が説かれる。

その中で有とは、確立されたものである仮説たる語としての自性である。まさにその通りに長い間世間の人によって執着されたものであり、世間の人的一切の分別戲論の根本

(144) 『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「真實義品」の関係 (本 村)

である。それは例えば、「色」と「言われるもの」・・・あるいは最後は「涅槃」に至るまでのものであって、以上、このようなものに属する仮説たる語の慣例によって定められた諸法の自性が世間の人にとっての有であると言われる。(BBh 3.2)

その中で無とは、まさにその「色」という仮説たる語から「涅槃」という仮説たる語に至るまでのものが、vastu を欠いていること、nimitta を欠いていること、仮説たる語の拠り所が全く無であること、存在しないこと、[即ち]それを拠り所としては仮説たる語が展開しないもの、[それが]無であると言われる。(BBh 3.3)

そして先の有とこの無、[それら]有無の両者を離れており、法相に含められる vastu, それが不二である。不二であるもの、それが中道であり二つの極端を離れた無上のものであると言われる。(BBh 3.4)

そしてこの有と無を離れた中道に関しての増益と損減が言われ、それらをなす者は法と律から外れる者であることが以下のように述べられる。

次の両者は、この法と律によって、否定されていると知られるべきである。[一方の者は]色等の諸々の法に関して、実在しないものを増益することによって、色等のものに[想定される]仮説たる語[としての存在するにすぎない]本質 (svabhāva) に、すなわち、[色等の]自相に執着する者であり、また、[他方の者は、世俗においては]仮説たる語の根拠 (nimitta) [となっている]基体 (adhiṣṭhāna), 仮説たる語の根拠 (nimitta) [となっている]拠り所 (samniśraya) であるところの、[勝義においては]不可言な本質を持つものとして勝義的存在である vastu を損減しつつ、あらゆる点で一切が無であると破壊する者である。(BBh 5.3.1)

これらの記述を考慮すれば「真實義品」で述べられる不二とは単なる仮説にすぎない語を自性として増益することと、仮説としての語の拠り所を損減することを離れていることを意味すると考えられる⁷⁾。そして「真實義品」の終わり部分で四尋思・四如実智が説かれる中、幻術などの比喩が登場する。

自性としての仮説の考察に伴う如実な理解とは何か。菩薩が「色」などという名称を持つ事物、[即ち]自性としての仮説を持つものに対して、[自性はなく]単に仮説であるということを考察し、その自性としての仮説によって、それを自性としないう vastu が、それを自性とするものとして現れていることを如実に認識し、理解する。そのことから、[色等の]その自性を見ることによって、変化、影像、こだま、顕現、水[に映った]月、夢、幻術に等しいその現れは、それ(色等)よりなるものではない[と認識し理解する]。これが第三の、極めて深遠な対象領域を持つ、自性としての仮説の考察に伴う如実な理解である。(BBh 9.3.2.3)

ここに述べられる7つの比喩は先に見た「述求品」第30偈で説かれるものとはほぼ同じであることが分かる。このように「述求品」第13偈から30偈と「真實義品」の構成を比較すると、両者には、はじめに真実について述べられ、次に有

『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「真實義品」の関係（本村） (145)

と無の規定，続いて有と無の不異あるいは不二，さらに増益と損減，そして最後に幻術等の比喩という流れにおいて，その論述の構成に類似性があることが明らかとなった。

そして最後に，このような類似性をもとに両者を比較するとき，MSA 本偈の理解に BBh「真實義品」が助けとなる一例を挙げてみたい。MSA において有と無の不異と，増益と損減が述べられていたが，この意味については「真實義品」に説かれる不二についての記述と比較することが有効である。先にも述べたように「真實義品」で述べられる不二とは自性が存在しないにも関わらずそれを存在するとすること（増益）と，仮説としての語の拠り所が存在するにも関わらずそれを存在しないとすること（損減）を離れていることを意味した。この「真實義品」の記述を踏まえれば，「述求品」での有と無の不異は，所取・能取たる二の顕現性を實在のものとして増益し，また，二の迷乱の拠り所としての二の顕現性をともなった虚妄分別を損減するという両極端を離れていることを意味していると考えられるのである。

4. まとめ 本稿は MSA「述求品」の一部と BBh「真實義品」との論述の構成に類似性が見られることを明らかにした。両者とも，真實，有と無の規定，有と無の不異あるいは不二，増益と損減，幻術等の比喩という構成によって論述が進められている。これまで MSA 本偈自体の記述は簡素であって，ヴァスバンドウの注釈なしでそれを理解することは困難な作業であったが，このような MSA「述求品」と BBh「真實義品」の類似性は，「述求品」本偈の理解に「真實義品」が手助けとなることを意味する。「述求品」は三性説などの唯識思想にとって重要な概念が説かれており MSA において重要な章である。また，「述求品」本偈とヴァスバンドウ釈に思想の相違があるという見解，MSA における *nimitta* の位置付け，さらに幻術の比喩と三性の関係の問題等が提出されており⁸⁾，いまだ様々な問題が残されているようである。従って，「述求品」本偈の理解，引いては MSA 全体の思想の解明に，BBh「真實義品」との比較検討が重要であると考えられる。

略号およびテキスト BBh: *Bodhisattvabhūmi*, 高橋晃一『『菩薩地』「真實義品」から「撰決択分中菩薩地」への思想展開 — vastu 概念を中心として—』インド学仏教学叢書 12, 山喜房佛書林, 2005 年所収。MSA: *Mahāyānasūtrālamkāra* (-*kārikā*), 舟橋尚哉『『大乘莊嚴經論』の諸問題並びに第 11 章求法品のテキスト校訂』『大谷大学研究年報』52: 1-69, 2000 年所収。MSA (L): *Mahāyānasūtrālamkāra* (-*kārikā*), in *Mahāyānasūtrālamkāra: Exposé de la Doctrine du Grand Véhicule*, tome I, Rinsen Buddhist Text Series IV-2, ed. by S.

(146) 『大乘莊嚴經論』「述求品」と『菩薩地』「眞実義品」の關係 (本 村)

Lévi, Kyoto : Rinsen Book Co., 1983 (1907) . SNS : *Samdhinirmocanasūtra, Samdhinirmocana Sūtra : L'Explication des Mystères*, ed. by É. Lamotte, Louvain/Paris : Université de Louvain, 1935. 『解深密経』大正新脩大藏経, 第16卷, No. 676.

1) 宇井伯壽 [1958:43-81]:『瑜伽論研究』岩波書店. 2) Sylvain Lévi [1983 (1911): 10-11]: *Mahāyānasūtrālamkāra : Exposé de la Doctrine du Grand Véhicule*, tome II, Rinsen Buddhist Text Series IV-2, Kyoto : Rinsen Book Co.. 3) 早島理 [1973: 3-15]:『菩薩道の哲学 — 『大乘莊嚴經論』を中心として—』『南都佛教』30: 1-29, 袴谷憲昭・荒井裕明 [1993: 23-35]:『新国訳大藏経 大乘莊嚴經論 瑜伽・唯識部 12』大藏出版など参照. 4) MSA と BBh の成立順序は定かではないが本稿では BBh が MSA より先に成立したと仮定する. 5) *tasmin* に対するヴァスバンドゥとステイラマティの理解の相違については兵藤一夫 [1991]:『三性説における唯識無境の意義 (2)』『大谷学報』71 (4):1-23 参照. 氏によれば *tasmin* をヴァスバンドゥは「*māyākṛta* において」と理解し, ステイラマティは「*māyā* において」と理解している. そして氏はステイラマティの解釈が本偈の意図にそうものであるとする. 6) 如所有性と尽所有性は『解深密経』「分別瑜伽品」(SNS VIII, 20.1-2, 『解深密経』卷3, 699c) に, 対象を了知する十種の相のはじめの二つとして述べられている. BBh の記述では「諸法のあるがままたること (*yathāvadbhāvikatā*, 如所有性) をはじめとする眞実性と, ある限りのものたること (*yāvadbhāvikatā*, 尽所有性) にはじまる諸法の一切性」とあり, 眞実義をまずは大きく如所有性と尽所有性に分類した上で, 以下にその他の眞実義がリストアップされるという分類方法が採用されている. 如所有性と尽所有性については鎌田茂雄 [1955]:『如所有性 *yathāvadbhāvikatā* と尽所有性 *yāvadbhāvikatā*』『印度学仏教学研究』3(2): 306 (688) -308 (690) 参照. 7) 高橋前掲書, pp.22-23 参照. 8) この問題については順に, 兵藤前掲書, 松田訓典 [2007]:『三性説における *nimitta* の位置づけ — *Mahāyānasūtrālamkāra* と *Madhyāntavibhāga* —』『仏教文化研究論集』11: 3-17, Matsuoka, Hiroko [2008]: “On *dvayabhrānti* in the *Mahāyānasūtrālamkāra* XI. 15” *Journal of Indian and Buddhist Studies* 56 (3): 1152 (116) -1156 (120) によって提示されている.

〈キーワード〉 *Mahāyānasūtrālamkāra*, *Bodhisattvabhūmi*, *dvayabhrānti*, *advaya*, *māyā*, *bhāva*, *abhāva*

(名古屋大学大学院博士課程)